平成２１年（フ）第１１４号
新潟県見附市今町２丁目14番37号
債務者　佐久間明子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１２２号
新潟県長岡市希望が丘３丁目９番地１、申立直前の住所新潟県長岡市下山４丁目28番地３
債務者　井口　孝二
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２７６号
愛知県一宮市両郷町３丁目14番地２　フォーブル春日井203号
債務者　加藤　　健
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１９号
岡山県倉敷市中島708番地１
債務者　末吉　幸夫
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２３９号
岡山県倉敷市西阿知町西原828番地１　Ｙｏｕ－Ｍｅハウス101
債務者　杉原　恭子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２０年（フ）第４３９８号
札幌市白石区南郷通６丁目北４番10号　シティコート南郷205号
債務者　新谷　真人
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７８２号
北海道石狩郡当別町北栄町５番地３
債務者　佐々布裕子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３２２号
札幌市豊平区平岸６条15丁目１番20―202号、申立時の住所札幌市中央区南７条西８丁目１番地８　エクセル78―101号
債務者　木村　俊毅
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４４１号
北海道恵庭市恵み野東５丁目３番19
債務者　井原　弘子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４８８号
札幌市厚別区上野幌１条２丁目３番２―502号
債務者　佐々木和人
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４８９号
札幌市厚別区上野幌１条２丁目３番２―502号
債務者　佐々木和晴
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５２２号
北海道江別市弥生町36番地の５　メイユール36Ａ101号
債務者　中村なおみ
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６７４号
札幌市手稲区富丘３条１丁目13番１号
債務者　永井　継一
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８０５号
北海道江別市野幌代々木町67番地の９
債務者　窪田　　実
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８３３号
札幌市東区北12条東８丁目１番６―303号
債務者　柏　由美子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８４９号
札幌市白石区菊水上町１条４丁目202番地２佐々木荘Ｂ号
債務者　前川　和正
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８６１号
札幌市西区二十四軒４条４丁目９番18―210号
債務者　笹原　秀之
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８７３号
札幌市東区東苗穂２条３丁目５番53―204号
債務者　佐々木勝章
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部